

精密検査結果連絡票の改訂について

1 経緯

広島市健康福祉局保健部健康推進課（以下「健康推進課」という。）では、地域保健・健康増進事業報告における精密検査結果の報告のため、「精密検査結果連絡票」を作成し、各医療機関に対し、精密検査実施時には同連絡票を使用し、健康推進課に提出することを依頼することで、精密検査結果を把握している。

このたび、平成 29 年度からの同報告の内容に変更があったことに伴い、同連絡票を改訂する必要がある。

2 地域保健・健康増進事業報告における精密検査結果の主な改正内容

- (1) 平成 29 年度報告（平成 28 年度の精密検査結果）（平成 29 年 2 月 27 日厚労省通知）

ア 前年度に胃がん検診で胃内視鏡検査を受診した者の精密検査結果等を把握する報告表を新規で追加する。

【改正理由】

がん検診は指針に沿って実施されている。平成28年2月4日の指針の一部改正により、胃がん検診は従来の胃部エックス線検査に加えて胃内視鏡検査も推奨することとなった。

平成29年度報告からは平成28年度に胃がん検診として胃内視鏡検査を受診した者の検診結果についても把握する必要があるため、前年度に胃がん検診で胃内視鏡検査を受診した者の精密検査結果等を把握する報告表を新規で追加する。

※ 広島市は胃がん検診における胃内視鏡検査を平成 29 年度から実施している。

イ 全てのがんにおいて、「がんであった者」の表記を「がんであった者（転移性を含まない）」に変更し、原発性と転移性の両方ではなく、原発性のみを計上するように変更する。

【改正理由】

平成28年度報告までは「がんであった者」には原発性と転移性のがんの両方を計上し、「がんであった者のうち原発性のがん」には原発性のがんのみを計上することとしていた。

「原発性がん」とは当該臓器で最初に発生したがんという意味で、他臓器からの転移性のがんを含まないが、記入者には「原発性」という意味が正しく理解されておらず、これまでの報告では「がんであった者のうち原発性のがん」の記入率が悪かった。

記入者により正確な記入を促すため、「がんであった者」に原発性と転移性のがんの両方を、「がんであった者のうち原発性のがん」に原発性のがんのみを報告させる方法から「がんであった者（転移性を含まない）」に原発性のがんのみを報告させるように変更する。

なお、転移性のがんは「がん以外の疾患であった者（転移性のがんを含む）」に計上することとする。

ウ 肺がん（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）において、「原発性のがんのうち臨床病期Ⅰ期の表記を「肺がんのうち臨床病期0～Ⅰ期」に変更し、臨床病期0も含めて把握できるようにする。

【改正理由】

これまでは肺がんであった者のうち、「臨床病期Ⅰ（がんが原発病巣に留まり、リンパ節や他臓器への転移を認めない者）」のみ再掲で把握していたが、より早期の発見も把握するため「臨床病期0期（上皮内がん）」についても臨床病期Ⅰ期と合わせて再掲で把握することとする。

エ 乳がんにおいて、検査方法を「マンモグラフィ」という表記に一本化する。

【改正理由】

これまで指針では乳がん検診に視触診及びマンモグラフィを推奨していたため、本報告では「マンモグラフィのみ」と「視触診及びマンモグラフィ」を分けて把握してきた。しかし、平成28年2月4日の指針の一部改正により、乳がん検診で視触診は推奨しないこととなった。

これにより「マンモグラフィのみ」と「視触診及びマンモグラフィ」を分けて把握する必要がなくなったため、表題の「マンモグラフィのみ」を「マンモグラフィ」に変更し、報告対象を「マンモグラフィのみ」の者から「マンモグラフィのみ」「マンモグラフィ及び視触診」「マンモグラフィ及び超音波検査」「マンモグラフィ、視触診及び超音波検査」等のような組み合わせでもマンモグラフィを受診した者すべてに変更する。がん検診は指針に沿って実施されている。また、前年度に乳がん検診で視触診及びマンモグラフィを受診した者の精密検査結果等を把握する報告表を削除する。

※ 広島市は乳がん検診における視触診検査を平成30年度から廃止している。

- (2) 平成30年度報告（平成29年度の精密検査結果）（平成30年2月23日厚労省通知）
大腸がんにおける精密検査結果報告を以下のとおり変更する。

ア 報告書の表頭に「腺腫のあった者」、「最大の腺腫の大きさ別人数」の「直径10mm以上の腺腫のあった者」「直径10mm未満の腺腫のあった者」の列を追加する。

イ 報告書の表頭の「大腸がん以外の疾患であった者（転移性の大腸がんを含む）」を「大腸がん及び腺腫以外の疾患であった者（転移性の大腸がんを含む）」に変更する。

【改正理由】

大腸腺腫は前がん病変であり、特に直径10mm以上で発がんのリスクが大きくなる。大腸腺腫をがん検診で発見することにより、がん罹患率を減少させる科学的根拠が認められており、腺腫の発見率は国際的に検診の罹患率減少効果を推定する精度管理指標とされている。さらに、10mm以上の腺腫は、がんと共にその発見率は検診の効果に直結する指標として重視されている。以上のように、腺腫及び10mm以上の腺腫の発見率は国際的にも標準的な精度管理の指標となっており、今後、国ががん検診に関する事業評価において許容値または目標値を設定する際や、都道府県及び市町村ががん検診の事業評価を行う際に用いるため、新たに大腸腺腫を最大の腺腫の大きさ別に把握する。

これまで大腸がん以外の疾患であった者を計上していたが、表頭に「腺腫のあった者」を追加するため、大腸がん及び腺腫以外の疾患であった者を計上するように計上対象を変更する。

- (3) 平成31年度報告（平成30年度の精密検査結果）（平成30年11月6日厚労省事務連絡）
子宮頸がんにおける精密検査結果報告を以下のとおり変更する。

ア 報告書の表頭の「子宮頸がんのうち微小浸潤がん」の表記を「子宮頸がんのうち進行度がⅠA期のがん」に変更する。

イ 報告書の表題の「CIN3又はAISであった者」を「AISであった者」と「CIN3であった者」に分割する。

ウ 報告書の表頭の「CIN3又はCIN2のいずれかで区別できない者（HSIL）」の列を追加する。

エ 報告書の表頭の「腺異形成であった者」の列を削除する。

オ 報告書の表頭の「子宮頸がん及びCIN（異形成等）以外の疾患であった者（転移性の子宮頸がんを含む）」の表記を「子宮頸がん、AIS及びCIN以外の疾患であった者（転移性の子宮頸がんを含む）」に変更する。変更前の「腺異形成であった者」に計上していた者は本項目に計上する。

【改正理由】

「子宮頸癌取扱い規約」は、平成 29 年 7 月に「子宮頸癌取扱い規約 第 3 版」(平成 24 年)の「第 3 部：病理学的取扱い」「第 4 部：子宮頸癌の組織図譜」を独立させ、WHO 組織学的分類の改訂(平成 26 年)に伴い「病理編」として「子宮頸癌取扱い規約 病理編 第 4 版」に改訂された。

「子宮頸癌取扱い規約」の変更に伴い、子宮頸がん検診の現場では精密検査結果報告書の様式も変更となったことから、地域保健・健康増進事業報告の報告表についても所要の改正を行う。

具体的な改正理由は以下のとおり。

「子宮頸癌取扱い規約」の改訂に伴い、組織学的分類が変更され、「微小浸潤扁平上皮癌」および「微小浸潤腺癌」の区分がなくなり、ⅠA 期の癌(扁平上皮癌・腺癌)という表記に変更されたため、表頭の表記を「子宮頸がんのうち進行度がⅠA 期のがん」に変更する。

「子宮頸癌取扱い規約」の改訂に伴い、組織学的分類が変更され、新たに、「高度扁平上皮内病変(HSIL)」という分類が作られた。「高度扁平上皮内病変(HSIL)」には、高度異形成(CIN3)であった者・中等度異形成(CIN2)であった者・高度異形成(CIN3)と中等度異形成(CIN2)の区別ができない者が含まれる。今般、「高度扁平上皮内病変(HSIL)」の数を正確に把握する必要があるため、表頭の「CIN3 又は AIS であった者」を「AIS であった者」と「CIN3 であった者」に分割する。

「高度扁平上皮内病変(HSIL)」のうち「高度異形成(CIN3)」と「中等度異形成(CIN2)」の区別ができない者について計上する欄を設けるため、表頭の「CIN3 又は CIN2 のいずれかで区別できない者(HSIL)」の列を追加する。

「子宮頸癌取扱い規約」の改訂に伴い、組織学的分類が変更され、「腺異形成」の区分がなくなったため、表頭の「腺異形成であった者」の列を削除する。

上記の変更に伴い、いわゆる「その他」にあたる表頭の「子宮頸がん及び CIN(異形成等)以外の疾患であった者(転移性の子宮頸がんを含む)」の表記を「子宮頸がん、AIS 及び CIN 以外の疾患であった者(転移性の子宮頸がんを含む)」に変更する。また、これまで「腺異形成であった者」に計上していた者についても本項目に計上するよう集計対象を変更する。

3 精密検査結果連絡票

- (1) 現行
別紙 1 のとおり
- (2) 改定案
別紙 2 のとおり

4 今後のスケジュール

- (1) 平成 30 年 12 月 4 日(火) 平成 30 年度第 1 回広島市がん検診精度管理連絡会議
精密検査結果連絡票の改訂内容について委員から意見聴取
- (2) 平成 30 年 12 月中旬
各地区医師会と医療機関への周知方法を調整
- (3) 平成 31 年 1 月中旬
精密検査結果連絡票改訂、印刷及び各地区医師会への納入
- (4) 平成 31 年 1 月下旬
保健予防システムにおける統計画面の変更
- (5) 平成 31 年 2 月上旬
各医療機関において改訂された精密検査結果連絡票の使用開始